

# 外国人家事支援人材の活用について

国家戦略特区

国家戦略特別区域会議

区域会議の下に設置

第三者管理協議会

関係自治体

連携

内閣府地方創生推進室、地方入国管理局、  
都道府県労働局、地方経済産業局

苦情  
相談

・定期報告  
・重大問題発生時  
には速やかに報告

・特定機関の基準  
適合性の確認  
・年1回の監査

## ◆ 特定機関(受入企業)の要件【政令】

指針に即した措置の実施／経済的基礎／  
我が国の事業実績3年以上／欠格要件の  
非該当(法令違反、暴力団など)

特定機関(受入企業)

利用世帯

家事支援活動の  
提供に係る請負契約

## ○ 帰国担保措置

外国人家事支援人材がやむを得ない理由により  
帰国旅費を支弁できないときは、当該旅費を負担

## ○ 雇用の継続が不可能となった場合の措置

本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望  
するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

苦情  
相談

雇用契約

・日本人と同等額以上の報酬額  
・保証金の徴収等の禁止  
・必要な研修を実施 等

## ◆ 家事支援活動の業務範囲【政令】

・炊事、洗濯、掃除、買物等の家事一般  
・上記と併せて実施される児童の日常  
生活上の世話及び必要な保護

## ◆ 家事支援を行う外国人の要件【政令】

満18歳以上／実務経験1年以上／家事支援  
活動の知識・技能(送り出し国における一定  
の研修の終了)／必要最低限の日本語能力

外国人家事支援人材